

POPs 検討委員会第 2 回会合の結果について 環境省



2006 年 11 月 6 日から 10 日までスイスのジュネーブで、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(以下 POPs 条約) ^{注1}」に基づく第 2 回 POPs 検討委員会 ^{注2} が開催されました。

第 2 回 POPs 検討委員会では、(1)2005 年に、POPs 条約の対象物質への追加が検討された 5 物質 ^{注3} (クロルデコン、 α -HCH(リンデン)、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモビフェニル、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS))について、人への影響・環境への影響の概要をまとめた文章「リスクプロファイル」に基づき、条約対象物質への追加に値する人への影響・環境への影響があるかを評価し、次回会合までに危険性の管理に関する評価案を作成するとともに、(2)新たに提案された 5 物質 ^{注4} (短鎖塩素化パラフィン、ペンタクロロベンゼン、オクタブロモジフェニルエーテル、 α -HCH 及び β -HCH)についてリスクプロファイルを作成することが決定されました。

危険性の管理に関する評価案、リスクプロファイル案作成のために、各締約国からの情報提供が要請されていることから、環境省と経済産業省はこれに関係する情報を 2007 年 1 月 26 日まで募集するとしています。

詳細は環境省ホームページ、2006 年 12 月 11 日付 報道発表資料をご参照下さい。

当社では、DDT 類を始めとした POPs 条約対象物質の分析を行っております。分析をご依頼の際は当社をご利用ください。

(注 1) POPs 条約とは、環境中での残留性が高い PCB、DDT 等 12 種類の化学物質を対象とした条約で、対象物質の製造・使用禁止、排出削減措置についての国内実施計画の策定、対象物質を含むストックパイル・廃棄物の適正管理などが盛り込まれており、2004 年 5 月 17 日に発行しています。

(注 2) POPs 検討委員会とは、POPs 条約第 8 条に基づき、条約対象物質への追加について検討するために設置された委員会です。

(注 3) 危険性の管理に関する評価案を作成する 5 物質については、2007 年の第 3 回会合で、社会経済的な情報を考慮した締約国会議への勧告を検討した上で、2008 年開催の締約国会議で、条約対象物質への追加が検討・決定される予定です。

(注 4) 新しく対象された 5 物質のうち、 α -HCH 及び β -HCH を除く 3 物質については、第 3 回会合で健康・環境への影響の有無について検討し、その結果に基づき第 4 回会合以降に締約国会議への勧告について検討、2009 年以降の締約国会議で条約対象物質への追加について検討・決定される予定です。

資料 2006 年 12 月 11 日付 環境省報道発表資料

EIC ネット

機器分析箇所 会田祐司